

社会福祉法人長井市社会福祉協議会はなぞの保育園運営規程

平成 17 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長井市条例第 39 号）第 20 条の規定に基づき、社会福祉法人長井市社会福祉協議会が設置する子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「法」という。）第 7 条第 4 項に規定する保育所（以下「保育園」という。）の適正な運営を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第 2 条 保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 はなぞの保育園

所在地 長井市清水町一丁目 24 番 5 号

(施設の目的)

第 3 条 保育園は、小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育（以下、「保育」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 4 条 保育園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努める。

3 保育園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する保育の内容)

第 5 条 保育園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育（以下、「通常保育」という。）を提供する。

2 前項に掲げる通常保育のほか、病児保育を行う。

(保育を提供する日)

第 6 条 保育園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

(保育を提供する時間)

第 7 条 保育園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、保育園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、保育園が定める保育時間（11 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、保育園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、

保育園が定める保育時間（8時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

保育園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時30分から午後7時10分までとする。

土 午前7時30分から午後6時30分までとする。

(利用定員)

第8条 保育園の利用定員は、次の各号の区分により、当該各号に定める人数とする。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳児以上児。以下「2号認定子ども」という。）54人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 36人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10人

(職員の職種、員数及び職務内容)

第9条 保育園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の員数は、山形県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月山形県条例第64号。以下「県設備基準条例」という。）に規定する配置基準以上の員数を配置とするものとし、入所人数により変動することがある。

(1) 園長 1名

園長は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮監督を行うとともに、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取組み、利用子どもを全体的に把握し園務を掌る。

(2) 主任 1名以上

主任は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や教育・保育給付認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動、保育内容等について他の職員を統括する。

(3) 保育士 14名以上

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもの健康と情操の向上等の保育業務を担当し、必要な職務を行う。

(4) 看護師 2名

看護師は、子どもの健康管理と保育園全般の衛生管理を行うとともに、病児保育における看護に関する記録、家庭等との連絡調整等の必要な職務を行う。

(5) 栄養士 1名

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、保育園全般の食育を行う。

(6) 調理員 2名以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 事務・用務員 1名以上

事務・用務員は、保育園の事務及び雑務を行う。

(8) 嘱託医師 1名

嘱託医師は、保育園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

(9) 嘱託歯科医師 1名

嘱託歯科医師は、保育園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

2 保育園に、保育現場における専門的な業務を掌理させるため、次の職を置くことができる。

- (1) 副主任 主任を補佐し、保育内容等について他の職員への相談・指導を行う。
- (2) 専門リーダー 複数の分野別リーダーを統括し、分野別リーダーの業務指導を行う。
- (3) 分野別リーダー 県及び市などが実施する分野別研修を終了した者で、当該分野に関する業務を分掌する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 10 条 保育園は、市町村が行った利用調整により保育園の利用が決定され、かつ保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認する。

3 保育園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- (2) 教育・保育給付認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(利用者負担額その他の費用等)

第 11 条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定保護者の居住する市町村長が定める利用者負担金を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 第 1 項に定めるもののほか、別表 1 及び 2 に掲げる保育園の保育において提供する便宜に要する費用については、教育・保育給付認定保護者より実費の負担を受けるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、その金額を減免することができる。

(病児保育)

第 12 条 病児保育において提供する保育は、病児保育事業実施要綱（平成 28 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、次のとおり実施するものとする。

(1) 保育を提供する日

月曜日から金曜日まで。ただし国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

(2) 保育を提供する時間

月～金 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 対象児童

当面症状の急変は認められないが集団保育が困難であり、かつ保護者の就労や疾病等により家庭で保育を行うことが困難な、生後 6 か月から小学校 4 年生までの乳幼児又は児童とする。

(4) 利用定員

1 日 3 名

(5) 利用料

保護者の負担する利用料は別表 3 のとおりとする。

(6) 利用方法

病児保育の利用を希望する保護者については、長井市病児保育事業実施要綱（平成 29 年 1 月 1 日施行）に基づき、利用登録及び利用申込を行うものとする。

(給食)

第 13 条 給食は、利用子どもの健全な発達及び健康の維持・増進を基本とし、おいしい、

楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方をもとに実施する。

- 2 給食業務に従事する職員は、特に身の清潔に努め、月 1 回以上検便を受ける。
- 3 園長始め、各職種の職員が交替で検食を毎食前に行い、これを記録する。
- 4 調理室等は、関係者以外の立ち入りを規制し、特に清潔安全に保持するように管理する。
(健康管理・衛生管理)

第 14 条 保育園では、利用子どもに対して、県設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断のほか、少なくとも年 2 回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を実施する。なお、健康診断の実施内容は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）で規定する内容に準じて実施する

- 2 保育園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」の手引きに則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。
(緊急時等における対応方法)

第 15 条 保育園は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医師又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、市特定教育・保育施設担当課及び教育・保育給付認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
(非常災害対策)

第 16 条 保育園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 17 条 保育園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 保育園は、保育の提供中に、保育園の職員又は養育者（教育・保育給付認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市特定教育・保育施設担当課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(安全対策と事故防止)

第 18 条 保育園は、安全かつ適切に、質の高い保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための安全委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき定期的に検討会を実施し、適切な対応に努める。
- 4 事故が発生した際は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市特定教育・保育施設担当課にも報告する。

(教育・保育給付認定保護者に対する支援)

第 19 条 保育園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその教育・保育給付認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや教育・保育給付認定保

護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 保育園は、教育・保育給付認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、教育・保育給付認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるように、教育・保育給付認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第 20 条 保育園は、保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育の質の向上を目指す。

- 2 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年 1 回は行い、保育所の自己評価については、その結果を公表する。

(運営委員会の設置)

第 21 条 保育園の健全な運営を図るため、会長が運営委員会を設置し、その意見を求めることができる。

(苦情対応)

第 22 条 保育園が提供するサービスに関する苦情への対応については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知)に基づいて会長が別に定める「社会福祉法人長井市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決実施要綱」により対応する。

(秘密の保持)

第 23 条 保育園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び教育・保育給付認定保護者の秘密を保持する。

- 2 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第 24 条 保育園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 保育の提供に当たっての記録 5 年間保存
- (2) 提供した保育にかかる提供記録 5 年間保存
- (3) 市町村への通知にかかる記録 5 年間保存
- (4) 教育・保育給付認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5 年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 5 年間保存
- (6) 保育所児童保育要録 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

(分園の設置)

第 25 条 分園の設置が必要と判断した場合には、市と協議の上、保育園分園を設置することができる。なお、保育園分園設置及び管理運営に関する事項については別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、保育園の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 24 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 12 日から施行し、平成 29 年 3 月 30 日から適用する

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項 目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金 額 |
|------------|-----------------------|--|
| 教材費 | 文房具代として | 3・4・5歳児 年間 2,500 円 2歳児 年間 1,000 円 |
| 副食費 | 給食副食材料代及びおやつ代として | 月額 4,500 円 |
| 安全互助会費 | 子どもの怪我等に係る見舞金制度の会費として | 年間 100 円 |
| 遠足等行事に係る費用 | 入園料、バス代等の一部負担 | 実費 |

別表 2

延長保育にかかる利用者負担金

延長保育にかかる利用者負担については、社会福祉法人長井市社会福祉協議会はなぞの保育園保育延長実施要綱において別に定めるものとする。

別表 3

病児保育にかかる利用者負担金

| 利用料 | 1 日利用 | 5 時間以内 利用 | 昼食代 | |
|-----|---------|--------------|-----------------|-----------|
| | | | 6 か月から 就学前児童 | 小学生 |
| | 2,000 円 | 1,000 円 | 1 日 250 円 | 1 日 350 円 |